

# 告知事項

ご旅行者（被保険者）全員について、下記4つの告知事項に該当するかご確認ください。

お1人でもいずれかの告知事項に該当する場合は、保険のお申込みは出来ません。

**告知事項について事実と異なっている場合には、保険契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。**

1. 旅行中に危険な運動（注）をされますか？

（注）危険な運動とは

山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミングをいい、登る壁の高さが5m以下のボルダリングを除きます。）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、グライダーおよび飛行船を除く航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機などをいい、パラプレーンなどパラシュート型超軽量動力機を除きます。）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

2. 現在、日本国外（海外）からのアクセスですか？または、日本国外に在住されていますか？

3. 死亡保険金額4,000万円を超える同一の補償内容を提供する他の保険契約（共済を含む）がありますか？

（死亡保険金額4,000万円を超える生命保険・カードにセットされている保険・簡易保険は除きます。「多重契約による保険金詐欺防止」のためにおたずねするものです。）

海外旅行保険 傷害総合保険 普通傷害保険 交通事故傷害保険 共済などその他

4. 過去3年間に海外旅行保険または国内旅行傷害保険の携行品損害保険金を5回以上請求または受領されたことがありますか？